

オールトヨタの仲間

全トヨタ労働組合

〒472-0043 知立市東栄3-25
 西三河地域労働組合総連合内
 TEL 080-1556-8284・FAX 0566-82-5020
 Email: atunion@mail.goo.ne.jp
 HP URL: http://www.katch.ne.jp/~atunion/
 発行責任者： 若月忠夫

14春闘、全ての労働者の賃金引き上げを！

派遣・期間従業員の使い捨てを許すな！！

トヨタグループ9社の3月期決算見通し (単位億円)	通期見通し	
	売上高	営業利益
デンソー	★ 40,800	★ 3,800
アイシン精機	★ 28,300	1,750
豊田自動織機	20,000	★ 1,050
ジェイテクト	★ 12,400	570
豊田通商	★ 76,000	★ 1,580
トヨタ紡織	12,000	280
豊田合成	6,600	420
愛知製鋼	2,380	90
トヨタ自動車	255,000	★ 24,000

★は過去最高

図表1

年収が減り続けている(図表2)就労人口約6000万人の約8割の労働者は、日本で物づくりの担い手である中小企業で働く労働者です。そして3人に一人と言われる2000万人の人たちは年収200万円以下で働かざるを得ない非正規労働者です。ここに、今春闘は光を当てて、実績を積み重ねることが、日本の経済を元気にする原動力です。

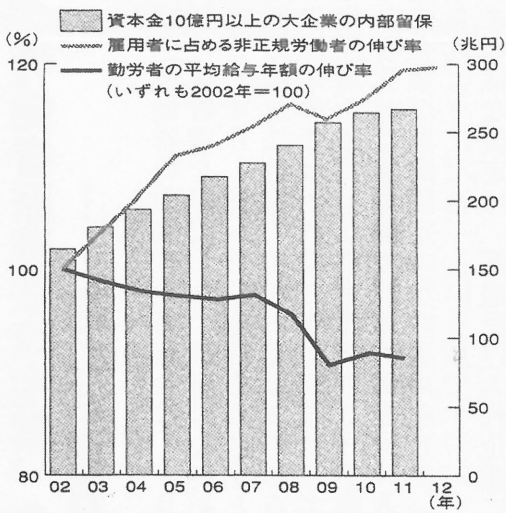
賃金の引き上げに
 こだわって！

史上空前の利益！

トヨタ自動車を始めとして、トヨタグループ企業は相次ぐ決算修正で史上最高の利益を上げる企業が続出です。(今年3月通期決算予想 図表1)
 しかも、海外が儲け頭だった時期と様変わりして、国内の低賃金化、長時間過密化を進めた結果、円安のなかでも国内での利益を(トヨタは6割)突出させているのです。

内部留保は増え、賃金は低下

労働者の給与、非正規労働者数および大企業の内部留保の推移



資料：財務省・厚生労働省・総務省資料から作成

図表2

声を上げないと何事も始まりません。諦める春闘から攻める春闘に変えていくことが大事です。内需主導の経済構築のために、政府でさえ賃上げを言っている今こそ、すべての労働者を視野に入れた闘いをおこし、自らの手で賃金引き上げを勝ち取りましょう。

すべての労働者が
 声を上げよう！

大企業減税奉仕の自公政治は、消費税増税で

庶民いじめは許せない！

消費税を上げて大企業には減税。企業の内部留保は、うなぎ上りに蓄積されています。(図表2) 4月から引き上げが決まっている消費税は、低所得者層ほど負担が増えることになりダブルパンチです。(図表3) 仮に3%の賃金引き上げでも物価上昇を考えると赤字となってしまう。

消費税増税で暮らしはピンチ

年収階層別の消費税負担額 (試算)

世帯年収	平均年収 (万円)	年間消費税負担額		14年度の負担増	負担増の対年収比 (%)
		税率5%	税率8%		
~ 300万円	237	95,882	153,411	57,529	2.4
~ 400万円	349	118,146	189,033	70,888	2.0
~ 500万円	446	131,449	210,318	78,869	1.8
~ 600万円	545	145,985	233,575	87,591	1.6
~ 700万円	645	159,270	254,831	95,562	1.5
~ 800万円	744	168,703	269,925	101,222	1.4
~ 900万円	844	183,709	293,935	110,225	1.3
~ 1000万円	943	191,879	307,007	115,128	1.2
1000万円~	1,392	236,912	379,059	142,147	1.0
高齢無職世帯	397	130,636	209,018	78,382	2.0

資料：みずほ総合研究所「消費税率引き上げに伴う家計負担」(2013年10月3日)

総務省「家計調査」(2012年)データにより計算
対象は2人以上世帯、高齢無職世帯は世帯主が60歳以上で無職の世帯

図表3

2次下請け労働者の声

「労働組合をつくりたい」



私は昨年(2013年)からトヨタの2次下請自動車部品会社、従業員約150名の中小企業に勤めています。今は3月に親会社(トヨタ)が海外工場に移転させるための駆け込み生産で、毎日2〜3時間の残業土曜日にも出勤しています。しかし、3月を過ぎるとガタツと仕事は減ります。会社は派遣社員(20名くらい)の首を一齐に切ると言っています。残った従業員は少数で現場を回さなければならず、もっと忙しくなる気がします。

大手企業とは違い中小企業では給料が上がるどころか仕事も減り生活が苦しくなるだけ。おまけに4月から増税。小さな会社では賃上げしてもつぶれてしまわないか心配です。

社内では、やれ節電、オイル漏れ、不良品の削減、無駄なウエスの削減...と口うるさく言われています。しかし会社は油漏れしている機械の修理はしません。また、故障コンパアの修理もせず、引かかった切粉を従業員が時間をかけて掃除している。それこそ無駄ではないかと腹が立ちます。作業が良くなる見通しが立ちません。

少しでも会社を良くし、賃上げが出来るよう組合をつくりたいものです。



(2014/2/18 名古屋地裁 結審)

アイシン機工 吉田祐二さんの労災認定裁判 勝利判決を勝ち取ろう！

判決日は3月18日（火）に決まる！

**国側、結審日直前に、
なりふりかまわず反論調査書を提出
信義則に反する行為！**

アイシン機工で働く吉田さんの労災認定裁判が、2月18日（火）午前10時から名古屋地方裁判所でありました。吉田さんは国の労災不支給決定に対し、その取り消しを求めて2011年8月に名古屋地方裁判所へ提訴しました。その後約2年半の裁判を闘い、結審を迎えました。

ところが国側は結審日直前の1月28日に、すでに10月に出していた吉田陳述書に対して、①吉田さんが供述した同じラインでの同僚の負傷について「聞き取り調査したところ極めて軽微なものである」②スタットボルトの先端は接着剤がついておらず、作業負荷はかからない等、アイシン機工深谷安全衛生担当の調査報告書を証拠として提出してきました。これに対し、原告弁護士の中谷弁護士は、10月から十分な時間があったにもかかわらず今まで国側は何ら証拠・反論書も出さず、結審直前になって突然反論書を提出するのはフェアではない。深谷氏に反論する内容は十分持っているが、反論、証人尋問も出来ないような形で、直前の「証拠」提出と、それに基づく弁論は「訴訟上の信義則に違反するもの」だとして強く抗議し却下を求めました。しかし、却下は認められず、そのあと裁判長が結審を告げ、3月18日（火）10時20分、名古屋地裁1103法廷にて判決を言い渡すことになりました。

判決日には、傍聴席を満席にして勝利判決を勝ち取りたいと思います。ご支援の程をよろしくお願いいたします。

原告 吉田祐二さんの 予定していた 最終陳述書の 概要です

私が労働災害にあつて会社を休職してから7年の時間が経過しました。その時の私は、労働災害についての知識もなく、会社と国が提出した結果をそのまま受け止めることしかできませんでした。その結果、労災不認定という結果になり、どうしても納得がいかず、会社の仲間、ATU関係者、宇土先生の力を借りて、なんとかここまで辿り着くことができました。この労災不認定となったのは、会社が提出した調査結果を国がそのままのみにし、きちんと調査しなかつた結果だと思えます。事実、会社の仲間は身体を痛め、だまされだまし何とかな仕事をしていきます。調査官は、現場に入って最低で

労働者派遣法改定案、今国会に上程 ……進む派遣労働の拡大と固定化

厚生労働省の労働政策審議会は、1月29日、労働者派遣法改定についての報告書を提出した。政府はこれを受けて今国会で労働者派遣法を改定し、4月1日からの施行をめざすとしている。今回の派遣法改定の主な内容は以下の点です。現行派遣法では同じ業務への派遣の受け入れは3年に制限されているが、改定案では、これまでも期間無制限だった特定派遣の26業種も含めて、3年で派遣労働者を取り替えれば無期限で派遣労働を受け入れられるようになる。さらに派遣元企業が期間限定のない雇用をしている派遣労働者は無期限に使い続けられようになる、という点です。

この様な改定は、派遣受け入れ企業にとって、いつまでも好きなだけ派遣を使い続けられるという、極めて使い勝手のよい改定です。しかし派遣労働者にとっては何の利益もない改定です。派遣受け入れ企業が、派遣会社との契約を解除によって派遣労働者を使い捨てにできる事になりはしない。たとえ派遣労働者が派遣会社と期限を定めない契約を結んでいても、派遣会社が派遣先のない労働者を雇い続けることは考えられません。派遣労働が低賃金で不安定な雇用であることには変わりはありません。

この改定で多くの企業は派遣労働者の受け入れを一挙に拡大するでしょう。そして正規・非正規を問わず労働者全体の雇用・労働条件は一挙に悪化するでしょう。なぜなら企業は正規社員や直接雇用の労働者に置き換えるからです。その結果、派遣から抜け出せない労働者は増大し、働きのめぐる競争にさらされ、その処遇はいつそう劣悪なものになるでしょう。

もとより雇用は労働者を使用する企業が期限を定めず、直接雇用するのが基本です。私たちはこの労働者派遣法の改悪には絶対に反対です。派遣労働者、期間労働者、正社員の違いを超えて全ての労働者が、あらゆる場で「派遣法改悪反対」の声を上げていきましょう。

光工業と 労働委員会 で 和解成立

かねてから光工業との間で係争中であったYさんの「休職強要・解雇」問題と、光工業の不当労働行為問題について、1月27日の愛知県労働委員会での和解が成立しました。ご支援ありがとうございました。

私たちはこんな組合です

- ・ひとりひとりの要求を大事にする組合です。
- ・ひとりだけでなく、みんなを力にあわせる組合です。
- ・現在組合員募集中です。ひとりでも加盟できる組合です。
- ・派遣社員、期間工、パート、役職者の人も加盟できる組合です。
- ・私たちの組合はトヨタ系企業で、働く人たちによって構成されています。

《組合員募集中》

派遣、請負、パート、賃金不払い、雇用問題、長時間労働、労災、セクハラ、いじめ、首切り、無償残業……

一緒に解決の一步を踏み出しましょう。まずは当組合へご一報を！